

平成9年11月26日

小野（昭）政府委員 昭和五十九年に健康政策局の医事課から、電気脱毛は医行為であるとの見解を示しているところでございますが、この医行為の内容につきましては、医学等の進歩によりまして変わり得るものでございます。

いわゆる電気脱毛について申し上げますと、昭和五十九年当時と現在のものでは、その機器が格段に進歩いたしております。一例を挙げますと、例えば昭和五十九年当時は通電量のメーターがございませんでしたが、現在はございます。それから、一回の通電時間が六十秒から百八十秒かかっていたわけでございますが、現在は七、八秒でございます。それから、針の反復使用は、五十九年当時は反復使用いたしておりましたが、現在は使い捨てでございますし、一回に挿入する針の数も十六本から一本というふうに減ってきております。そういった状況がございまして、最近の電気脱毛機器につきましてはそういう性能の向上があるということもございまして、可罰的違法性がないと認められるケースもあるわけでございます。

昭和五十九年以降、医師法違反の容疑で摘発しました四つの事例はいずれも起訴されていないというふうなこともございます。そういった状況を踏まえまして、現在では、一律に取り締まりの対象とすることは難しいと考えております。

しかしながら、先生御指摘にございましたように、日本エステティック研究財団が講習を始めたことにつきましては、現状を少しでも改善をいたしまして、利用者の安全を高めようという取り組みであることから、直ちに中止させなければならないという性格のものとは考えておりません。

それから、業法その他の考えはという御指摘でございますが、医師法違反によります取り締まりが困難だというふうな現実にかんがみますと、御指摘のような資格法あるいは業法を制定いたしまして、これによりまして規制を行うことは一つの方法であろうと考えております。

しかしながら、過去の臨時行政改革推進審議会の答申におきまして、資格制度の新設を厳に制御すべきであるとされておりまして、行政改革の観点からは、新たな資格法あるいは業法を制定することは現実的でないと考えておりますし、また、関係者が非常にたくさんおりますので、その調整を行うことは非常に時間を要するという点で、現時点では非常に困難であると考えております。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、業界がその技術レベルを向上させるという自主的な取り組みをさらに積極的に進めるということは意味があるものと考えておりまして、御指摘の点も踏まえ、よく検討したいと考えております。

中桐委員 非常に複雑な問題というか、それにさらに、いわゆる資格をどんどんつくっていくということについても必ずしもそれでいいというふうにも私も思わないところでございます、この点につきましては、さらに検討していただきたいと思います。

しかし、いずれにいたしましても、このエステティック業界の中で業界団体に加入している率が約一割と、この前消費者問題特別委員会で通産省がお答えになっていたと思うんですが、そうしますと、業界そのもののリーダーシップを発揮しましても一割にしか影響が出ないということでございます、かなり問題は深刻ではないか。

先ほどの苦情の件数が年々増加をしております、今年度も、まだ半期でございますが、ほぼ同じような件数が上がってきている。その中にはサービスの質の問題も含めて出てきているということでございます、この点につきまして、やはり業界がもっと広く、エステティック業界にかかわってる、そういう業務をしているところをカバー率をどんどん上げて、そして、かつレベルの高いカリキュラムを組み、技術研修、理論研修、理論学習、そして業務の適切な運営というふうなものについて、どうしてもこれは急いでやる必要があるというふうに私は思うわけでございます。

そこで今後、一つは医師法との整合性をどのように図るのかという問題、そして、特に急がれる業界の技術水準の向上、こういう点につきまして大臣としてはどのようにお考えなのか、今後の決意をお聞きして、私の質問を終わりたいと思います。

小泉國務大臣 今政府委員から答弁しましたように、この問題についてはいろいろ難しい点もあると思いますが、消費者も気をつけてもらわないといけないと思うのです。業界といっても、業者はたくさんいる。その水準も大違いだ。中にはいいかげんなものもあるかもしれませんし、問題のないところもあるかもしれませんが、この点について、電気脱毛等について、今、お医者さんでなくても被害を出さないでできるような機械なり技術が発達しているという点もあると思います。いわゆる性能が向上しているようではありますが、この点について、一律にこれを取り締まりの対象にするというのがなかなか難しいようであります。

一方、電気脱毛についてはいろいろ消費者から健康被害の苦情が寄せられております。この健康被害を減少させるためには、特に悪質なものについては医師法違反で取り締まることができると思いますが、今後は業界による自主的な取り組みによって技術水準の向上と営業の適切、妥当が図られるよう、厚生省としても指導をしていく必要があるのではないかとこのように感じております。この点については、よく消費者にも理解してもらい、そして業界にもきちんとした対応をとってもらいような指導が必要だと私は考えております。

中桐委員　消費者の問題についてどのようにやっていくかということについて、これは情報公聴とか何か適マークとか、そんなものもあるだろうし、それは業界独自でやっていいわけですがけれども、そういったことが必要だろうというふうに思いますので、その点については最後につけ加えさせていただきます。